

具体的な再発防止策(遅くとも10月末までに実施)

①搭乗口の手順

- 搭乗券等(「搭乗券」又は「空席待ち証明書」等)所持者のみの搭乗を徹底



万一搭乗口で搭乗券等が確認できない場合、以下を除き搭乗手続を行わない。
 1) 「空席待ち証明書」等の所持者
 2) 「搭乗手続済」と確認できる場合

②検査場の検査体制・手順

検査場入口

- 搭乗券等(「搭乗券」又は「空席待ち証明書」等)所持者のみの入場を徹底

検査場内

- 検査職員は持ち場を離れず、担当の検査業務に専念



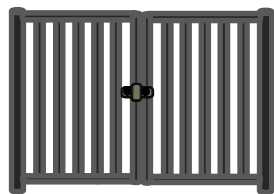
検査職員は検査中は持ち場を離れず、
 1) NG旅客に対し、「搭乗券」又は「証明書等」を確認できないため保安区域に入場できない旨伝え、
 2) 旅客自ら一般区域の航空会社職員に対応してもらうよう促す
 3) 手荷物は、X線検査に流さない

搭乗手続のトラブルは、航空会社職員が対応

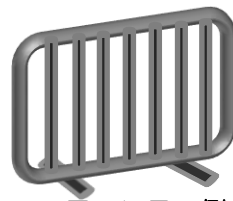
③検査場の通路・隙間

- 車いすレーン等、隙間からの入場防止措置を徹底。
- 検査場に入場する旅客に対し、入場時の留意事項を周知徹底【別紙2参照】

(1)【当面の措置】ゲート及びフェンス



ゲートの例
(車いす・検査職員通路)



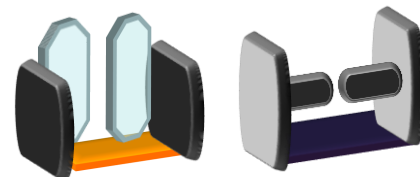
フェンスの例
(床への固定などが必要)

(1) ができない場合の措置
 ロープ又はスタンション等



監視員

(2)【中長期的】施設と一体型



フラッパーゲート型の例

④携帯電話の利用案内画面

- わかり易く、丁寧に案内する

搭乗前日案内メールにおいて、①保安検査場通過時に必要なものを明記する
 ②搭乗手続に必要な情報(バーコード等)を表示させる方法をわかりやすくする 等

⑤初動対応の手順・手段

- 「第1報」発報の迅速化など

事象発覚後の「第1報」、「封鎖」、「運航停止」に係る空港内の手順・手段見直し

「疑い」発覚後、直ちに第1報

館内放送等

自動的に搭乗口等閉鎖

侵入者確保が大前提